

表 4-2 要監視項目および指針値（地下水）

（単位：mg/L）

| 項 目 | 指 針 値 |
|----------------|-----------|
| クロロホルム | 0.06 以下 |
| 1,2-ジクロロプロパン | 0.06 以下 |
| p-ジクロロベンゼン | 0.2 以下 |
| イソキサチオン | 0.008 以下 |
| ダイアジノン | 0.005 以下 |
| フェニトロチオン（MEP） | 0.003 以下 |
| イソプロチオラン | 0.04 以下 |
| オキシシン銅（有機銅） | 0.04 以下 |
| クロロタロニル（TPN） | 0.05 以下 |
| プロピザミド | 0.008 以下 |
| E P N | 0.006 以下 |
| ジクロロボス（DDVP） | 0.008 以下 |
| フェノブカルブ（BPMC） | 0.03 以下 |
| イプロベンホス（IBP） | 0.008 以下 |
| クロルニトロフェン（CNP） | —（注1） |
| トルエン | 0.6 以下 |
| キシレン | 0.4 以下 |
| フタル酸ジエチルヘキシル | 0.06 以下 |
| ニッケル | —（注2） |
| モリブデン | 0.07 以下 |
| アンチモン | 0.02 以下 |
| エピクロロヒドリン | 0.0004 以下 |
| 全マンガン | 0.2 以下 |
| ウラン | 0.002 以下 |

（注1）胆のうがんと因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

（注2）毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。